# 第4部 施策の展開

# 第1章 こども・若者

# 施策の方向① こども・若者の心身の健やかな成長を支える環境の整備

# == 🖉 具体的な施策

- 1. 次代の親の育成
- 2. こどもの生きる力の育成に向けた教育・保育環境の充実
- 3. 心身の健やかな成長・発達のための保健・医療対策
- 4. 健やかな成長を支える体験や居場所の提供促進

# = 🗳 実施事業

#### 1. 次代の親の育成

### (1) こどもの乳幼児ふれあい体験

赤ちゃんとふれあい、関わることは、こどもの他者に対する関心、共感能力を高め、赤ちゃんに対する愛着の感情を醸成することができます。こどもと赤ちゃんとの「交流」を通じて、こどもにテレビやゲーム、インターネット等の疑似体験ではなく、実際に肌で感じてもらうことにより、健全な育成を図ることができるとともに、特にこどもを産み育てることの意義とこどもや家庭の大切さを理解し、将来の結婚・子育てに関わったときの貴重な予備体験とし、育児不安の解消や虐待防止につなげることもできます。

小中学校へ赤ちゃんが訪問し、一緒に遊び、ふれあい、命の尊さや心身の発達を学ぶ「鹿沼市赤ちゃんふれあい体験交流事業」を地域子育て支援拠点事業の一環として実施することで、交流の場を提供します。

#### (2)世代間・地域間交流

核家族化や人間関係の希薄化、社会的な価値観の変化等から、地域で子どもを育てる環境 づくりが必要となっています。

また、高齢者等の地域住民が自身の特技や知識を、保育施設、小中学校などで、ボランティアとしてこどもたちに伝えたり、教えたりすることで、高齢者の生きがいの創出や、こどもたちとの交流、更には地域の活性化にもつなげることができます。

今後は、高齢者等の地域住民の豊かな経験を活かし、子育て世代との交流を促進すること により、子育て支援に積極的に参加できる体制づくりを進めていきます。

### 2. こどもの生きる力の育成に向けた教育・保育環境の充実

#### (1) 小中学校の適正配置

近年の少子化の進行に伴い、児童生徒数が減少し、小中学校の小規模化が深刻となっている状況であり、一定の学校規模を確保することが課題となっています。義務教育の機会均等の観点から、市内の小中学校で学ぶ全ての児童生徒が、市の教育理念に基づく効果的な教育を受けられるよう、教育環境の充実を目的とした「鹿沼市立小中学校再編計画」に基づき、小中学校の適正配置を推進します。

「鹿沼市立小中学校再編計画」を進めるに当たっては、こどもたちの良好な教育環境の 実現を最優先し、児童やその保護者、地域住民との合意形成に努めます。

## (2) 保育所・認定こども園・幼稚園と小学校の連携

幼児教育と小学校教育の接続を見通したカリキュラムの編成を促進します。そのために幼児教育と小学校教育の関係者が相互理解を深める研修会を実施します。主な取組として、幼小連携のための研修会を実施し、職員同士の研修等を通して、入学前の幼児の実態を把握し、小学校教育への円滑な接続ができるようにすることと、各小学校における「スタートカリキュラム」の編成に、小学校教育と幼児教育の関係者がともに関わる研修会を実施することで、架け橋期の教育の充実を図ります。

## (3) 未就学児への教育の充実

おおむね0歳から小学校就学前の乳幼児を対象とする教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることを踏まえ、家庭や地域の状況に関わらず、全てのこどもが格差なく質の高い学びを享受できるよう、乳幼児期の教育の充実を図ることが必要です。その目的を達成するため、「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」「幼稚園教育要領」を着実に実施することが求められます。

本市では、未就学児への教育の振興を図るため各種補助金を交付して支援します。

# (4) 保育サービスの充実

急速な少子化の進行や、家庭・地域を取り巻く環境の変化に鑑み、一人ひとりのこどもが 健やかに成長することができる社会の実現を目指し、通常保育のほか、延長保育、休日保育 など、子ども・子育て支援事業計画に沿った保育サービスを充実させていきます。

#### (5)確かな学びを育む教育の充実

児童生徒が様々な変化に主体的に向き合い、多様な他者と協働して創造する力や心の豊か さを身に付け、よりよい社会と幸福な人生の創り手となるためには、主体的・対話的で深い 学びの視点からの授業改善が必要であり、学習指導要領の着実な実施が重要です。新しい 時代に必要とされる資質・能力の育成を目指した授業改善を行い、児童生徒の学ぶ意欲を 高めるとともに、学習習慣の定着を目指します。

## (6)教育・保育施設における「食育」の推進

教育・保育施設(幼稚園、保育所、認定こども園)は保護者と離れて生活するはじめての場所であり、正しい食習慣を身に付ける家庭外の学習の場として重要な役割を担っています。 保護者の生活習慣や意識がこどもに大きく影響することから、各機関と連携し、児童を通して家庭全体に生活習慣改善意識が波及するよう啓発活動を行っていきます。

## (7) 小中学校における「食育」の推進

朝食の欠食、偏った食事内容など、食に起因するこどもたちの健康課題が生じており、 児童生徒が生涯にわたって健康な生活を送るために必要な力を育てることが求められて います。学校給食を生きた教材とするため、更なる献立の充実や、地産地消献立などの 行事食を実施します。

また、食の楽しさ・大切さを理解し、心身ともに健康な生活を送るため、栄養教諭等による食に関する指導を実施します。

#### (8) いじめ・不登校対策

いじめ・不登校に対しては、その兆候を早期に発見することが重要です。そのため、本市では、いじめを早期に発見するため「Q-Uテスト」を取り入れるなど、その防止に力を入れてきました。今後も、相談体制を充実し、家庭・学校・地域が連携して対応を強化していきます。また、不登校対策としては、今後、各学校での取組を強化するとともに、不登校児童生徒の社会的自立に向けた支援の充実に努めていきます。

#### (9) 広島平和記念式典派遣事業

戦後 50 年の節目の年となる平成 7年8月 15 日に、本市は平和都市宣言を行いました。 この宣言の理念のもと、将来を担うこどもたちに戦争の悲惨さと平和の尊さを深く理解して もらうため、市内の中学 3 年生を広島市に派遣するプログラムを行っています。

今後も引き続き、平和教育に取り組み、次代のこどもたちが平和で豊かな未来を築いてい けるよう支援していきます。

#### (10) こんにちは赤ちゃん berry wood プレゼント事業

鹿沼産の木を使用したおもちゃや木製品、花木センターの商品などを赤ちゃんへ贈ることで、こどもが木や花に親しみながら健やかに成長する手助けとなります。また、「木とふれあい、木に学び、木と生きる」ことを通じて、こどもたちの豊かな感性を育みます。

#### (11) YA(ヤングアダルト)図書コーナー

こどもたちの読書意欲を高めるとともに、こどもたちの発達段階に応じた資料の充実を 図り、多様な興味や関心に応える書籍を揃えています。この取組により、こどもたちが楽し く読書できる環境を提供し、知識や感性を豊かに育みます。

#### (12) 運動遊び体験指導者派遣事業

こどもの発達段階に応じた多様な運動遊びを経験する機会を継続的に提供し、幼児期から の運動習慣の形成を図ります。また、保育所や幼稚園の教諭等に対しても、運動遊びに関す る知識や技術の向上を図り、こどもたちへの適切な指導を支援します。

### (13) 学校運営協議会

学校と家庭・地域が方向性を合わせて一体的にこどもたちの成長に関わり、社会総がかりでこどもたちを育むため、学校の運営方針を承認し、教育活動や学校に関わる地域の課題について熟議を行う「学校運営協議会」への支援を行います。

### (14) 自然生活体験学習の提供

自然生活体験学習事業基本方針により、児童生徒の「生きる力」を育むための充実した 活動を展開します。

# 3. 心身の健やかな成長・発達のための保健・医療対策

#### (1) 思春期健康教育・健康相談

こどもたちが、健康や妊娠・出産に関する正しい知識や、健康への意識を高めることができるよう、思春期における心と体の変化、命の大切さや性感染症、喫煙防止などを学習する機会を提供します。自らの体に起こる変化を理解して対処できるよう、正しい知識を伝えると同時に、必要なときにSOSを発信できるよう各種相談窓口の周知に努めていきます。

また、県が行う、男女ともに将来のライフプランを考えて性や妊娠に関する正しい知識を 身につけ健康管理を行うよう促す「プレコンセプションケア」の取組との連携を図ります。

# (2) 不妊治療支援事業

不妊に関わる問題は、経済的負担に加え、身体的・精神的にも大きな負担があります。 不妊治療支援事業により、経済的負担の軽減を図るとともに、電話や面接による相談におい て心理的サポートの充実を図ります。

## (3) 周産期医療

栃木県内には、総合周産期母子医療センターが2か所、地域周産期母子医療センターが6か所あり、各医療機関との連携により高度な周産期医療を担います。

今後も、県が行う広域的な周産期医療体制の周知や産科医療機関との妊産婦支援の連携 強化に努めます。

### (4) 小児医療

子育て中は、普段から気軽に相談できるかかりつけ医を持ち、安心して包括的な医療を受けられることが望まれます。乳幼児健診や広報、ホームページ等による医療情報の提供を行い、かかりつけ医での医療受診の推進に取り組みます。

休日夜間急患診療所の開設日において、休日・夜間の小児医療に対応します。医療体制の維持のため、今後も医師会、歯科医師会と連携し医師の確保に努めていきます。また、適正な医療機関の受診を促すため、救急電話相談(#8000)の利用についても周知を図っていきます。

### (5) こども医療費助成制度

こどもの病気の早期発見と治療を促進し、こどもの保健の向上と福祉の増進を図るため、 こどもの医療費(保険診療分)の自己負担分を保護者に助成します。令和5年4月から、 助成対象年齢を高校生相当年齢まで拡大し、子育て家庭の経済的負担を軽減しています。

今後も、本制度の目的を踏まえ、子育て世帯に適正な受診を啓発し、引き続き事業を推進します。

## 4. 健やかな成長を支える体験や居場所の提供促進

### (1) 放課後子ども教室推進事業

放課後や週末などに、地域の方々の参画を得て、こどもたちが安全で安心して勉強やスポーツ・文化活動に取り組むことができる場を設けています。地域住民との交流活動を推進し、こどもたちが多様な経験を通じて成長できる環境づくりに努め、地域全体でこどもの健やかな成長を支えていきます。

#### (2)放課後児童健全育成事業

放課後児童健全育成事業は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない者の健全育成の場として、平日の学校終了後や土曜日などに実施されています。引き続き、放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の基準に適合した施設運営を推進していきます。今後も、民間事業者への委託拡大や各学校の児童数の減少が見込まれることから、複数の学校から施設を利用するための送迎加算事業の活用等を継続していきます。また、放課後児童支援員の資格取得を推進し質の向上を図るとともに、ひとり親家庭等放課後児童クラブ利用料助成事業の実施により、放課後児童クラブ利用児童の保護者の経済的負担を軽減します。

#### (3) こどもの遊び場事業

天候を気にすることなく、こどもがのびのびと元気に遊び、子育て世代をはじめとする 多世代の交流の場である「いちごっこ広場」において、乳幼児から小学校低学年を中心とす る遊びの場を提供するとともに、体験型のイベント等を開催することで、「遊び」を通した こどもの健全育成につなげていきます。

### (4) 千手山公園で遊園地デビュー事業

千手山公園で初めての遊園地体験を楽しんでいただけるよう、遊園地デビューを控えるこどもがいる家庭を対象に、千手山公園の乗り物利用カードを配付し、子育ての応援と親子の 思い出づくりの支援をします。

## (5) ブックスタート事業

絵本を用いて、赤ちゃんと保護者とのふれあいの機会を創出し、赤ちゃんの言葉と心の 成長を助けるため、10 か月児健診時に絵本の配付を行います。今後もこの取組を通じて、 保護者との絆を深め、赤ちゃんの健やかな成長を支援します。

# (6) おはなし会・人形劇・パネルシアター・エプロンシアター

絵本の読み聞かせや紙芝居、パネルシアター・エプロンシアター等のプログラムを通じて、 こどもたちに豊かな読書体験を提供し、楽しみながら親子の絆を深めることを目指します。

#### (7) 公民館使用料の減免

土曜日に中学生以下のこどもたちが主体となって公民館を利用する団体に対し、使用料を 全額減免し、こどもたちが充実した活動を行える環境を提供します。

## (8) 男女共同参画推進講座の開催

こどもたちが小さい頃から男女共同参画について理解を深め、将来を見据えた自己形成を 行えるようにするため、また親世代にも男女平等の意識を広めることを目的として、親子 一緒に参加できる家事シェア講座、理工系チャレンジ講座等の講座を開催します。

### (9)環境学習

次世代を担うこどもたちが、自然の大切さや家庭で実践できる脱炭素化の取組を楽しみながら学べるよう、生きもの観察会、ジェルキャンドルづくり等の環境学習会を開催します。

### (10) 点字体験講座

点字の重要性を広め、こどもたちが視覚障がい者に対する理解と共感を深められるよう、 小学生とその保護者を対象に、点字体験講座を開催します。

# (11) 川上澄生美術館の土曜日、春・夏・冬休み入館料無料

川上澄生美術館では、こどもたちが気軽に美術館を訪れ、文化芸術への理解を深め、豊かな感性を育むことを目指し、毎週土曜日と長期休暇期間(夏期休暇、冬期休暇、春期休暇)は、小学生及び中学生の全館入館料を無料としています。

# (12) こども食堂開設助成

無料又は安価で栄養のある食事の提供等を行うこども食堂の開設準備に対し、必要な費用の一部を助成し、こどもたちが健やかに育つ環境整備を促します。

# (13) 施設見学

主に小学4年生を対象に、SDGsや3Rの必要性、限りある資源の有効利用や循環についての周知・啓発・学習の場として、環境クリーンセンターの施設見学を行っています。

# (14) 自然体験事業

自然体験を通して、家族のコミュニケーションや他者との交流を図る場を市民に提供するため、「森の教室」や「かぬまっ子わくわくキャンプ」をはじめとする「わくわくネイチャー事業」等を実施します。



# 施策の方向② 若者の将来の希望を叶える取組

# = / 具体的な施策

- 1. 若者にとって魅力ある地域づくり
- 2. 結婚を希望する方への支援・結婚に伴う新生活への支援
- 3. こども・若者の社会参画や意見表明の機会創出

# ≕ 🧳 実施事業

1. 若者にとって魅力ある地域づくり

## (1) 若者まちづくり人材育成事業「鹿沼かえる組」

市内在住・在学の高校生に郷土愛や市民活動への意欲を育むために、まちづくりグループ 「鹿沼かえる組」を組織し、地域社会との協働を通じて、鹿沼の魅力を知り、それを発信す る実践型講座を展開します。

## (2) 奨学金返還支援事業

奨学金の返還に必要な経費の一部を補助することにより、若者の市内定住や市内中小企業 等への就職及び定着を図ります。

## (3)新卒者就職祝金

学校を卒業して市内企業に就職する新卒者を歓迎し、39,154(サンキューイチゴ市)円を 支給することで、若者の市内定住・雇用促進を図ります。

### (4) 地方就職学生支援金

主に東京に所在する大学・大学院を卒業して県内就職・市内移住をする若者に対し、就活 交通費や移転費を支援します。

#### 2. 結婚を希望する方への支援・結婚に伴う新生活への支援

## (1) 出会いの場創造協働事業

結婚を希望する方が将来をともにするパートナーと出会う婚活イベントの開催を促進するため、その開催に係る経費の一部を民間団体などに補助し、結婚支援及び少子化対策を図ります。

#### (2) 結婚新生活支援補助金

結婚して市内で新生活を始める夫婦に、住居費や引越しに要する費用等の経済的な支援を 行い、結婚後の新生活を応援することで、結婚への関心を高め、これを促進する取組を行い ます。

### (3) 仲人会支援

結婚を希望する方が人生の良きパートナーと巡り会い、幸せな家庭を築くため、「鹿沼市 仲人会」と連携して定期的に婚活イベント等を開催し、出会いの場を広げます。

## 3. こども・若者の社会参画や意見表明の機会創出

#### (1) 鹿沼市 20 祭関連事業

「鹿沼市 20 祭 (旧成人の日の集い)」及び「はたちの座談会」を 20 祭実行委員会に委託 し、若者が自主的に企画・運営することを支援します。

また、この経験が今後の社会参画につながるよう、更なるサポートを行い、若者たちの 自主性と地域社会への積極的な関与を促進するための取組を続けます。

| 詳細事業     | 事業内容  |
|----------|---|
| 鹿沼市 20 祭 | 19歳、20歳、OBOGを中心とした実行委員が主体となり、20歳を<br>祝う祭典の企画・運営を行っています。祭典を自分たちで作り上げる一<br>連の経験が、今後の社会活動への展開に繋がるように支援しています。 |
| はたちの座談会  | 実行委員や、公募で集まった 20 歳の方が、市長、教育長を交えて、<br>様々なトークテーマの中で鹿沼市に対する意見交換を行います。若者<br>が、自ら意見表明をすることにより、市政を身近に感じてもらいます。  |

## (2) 青少年ボランティア・リーダー教室

市内在住又は在学の中高生から 30 歳以下の方を対象に募集を行い、鹿沼市子ども会連合 会主催のキャンプに参加する小学校5~6年生のサポートを担ってもらうことで、地域の リーダーとしての成長を支援します。

#### (3) kavy(かぬまボランティアユース)

若者世代で構成されたボランティア活動団体で、年間を通して、市内の様々なイベントにボランティアとして参加することが、社会参加の促進に繋がり、メンバーが、自主的な活動を継続できるように支援しています。

## (4) 職場体験受入れ

マイチャレンジ(中学生対象)、インターンシップ事業(高校生・大学生対象)の受け 入れを行い、こども・若者が地域社会に積極的に関わり、自らの未来を描く力を育む機会を 提供します。

# 施策の方向③ 困難を抱えるこども・若者への支援

# = 🖉 具体的な施策

- 1. 児童虐待防止対策の充実
- 2. 支援が必要なこどもへの施策の充実
- 3. こどもの貧困対策の推進
- 4. ヤングケアラー支援の推進

# ≕ ਊ 実施事業

#### 1. 児童虐待防止対策の充実

### (1) 児童虐待防止に関する相談体制の充実

近年、児童虐待対応の件数が依然高止まりをしている中、子育てに困難を抱える家庭の問題はますます複雑化・多様化しており、その相談支援に対しては、より一層の個々に応じたきめ細かな対応が求められています。

国においては令和5年度にこども家庭庁が設置され、児童を取り巻く諸問題に対応するため支援体制の強化が進められています。本市においても児童福祉法改正に基づき「こども家庭センター」を令和6年度に設置し、児童福祉分野と母子保健分野の更なる連携体制の強化を図っています。併せて専門職や相談員等への研修の実施や、関係機関等との連携の円滑化、相談しやすい環境づくりなど、児童虐待防止に向けた相談支援体制の充実に向けて取り組んでいきます。

# (2)養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童若しくは保護者に監護させることが不適当であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、家庭相談員、保健師等が居宅を訪問し、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行います。また、保護者の子育ての不安を軽減し適切な養育が実施できるよう、児童福祉と母子保健の双方の観点から役割分担の下に効果的な訪問支援に取り組みます。

#### (3)子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、子育て世帯訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を行います。子育ての不安や過重な負担を軽減するとともに当該家庭における適切な養育の実施を促すことにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。

### (4)子育て短期支援事業

児童の保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に 困難となった場合及び経済的な理由により緊急一時的に、児童を保護することが必要な場合 等に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行うことにより、これらの児童及び その家庭の福祉の向上を図ります。

保護者の疾病、育児疲れ、育児不安など身体上又は精神上の事由、出産、看護、事故、災害、失踪など家庭養育上の事由、冠婚葬祭、転勤、出張など社会的な事由等で児童の養育が一時的に困難になった場合にも安心して預けられるよう、実施していきます。

## (5) 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える児童に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家族が抱える多様な課題に応じて支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図ります。

様々な理由から家庭において十分な養育を受けられないこどもに対し、健全な成長や自立 を促し、また子育てに困難を抱えている保護者の養育を支援するため、生活習慣の形成その 他支援を行い、家庭的な環境で過ごせる居場所の提供に取り組みます。

### (6) 要保護児童対策ネットワーク会議(子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業)

近年、核家族化や地域社会の変容等に伴い、子育てに困難を抱える家庭がますます顕在化しており、虐待を受けている児童が死亡や重症に至るなど重篤化したケースも見られるなど、児童虐待は深刻な社会問題となっています。虐待を受けている児童や支援を必要としている家庭を早期に発見し、適切な支援を図るためには、関係機関等の適切な連携のもとで対応していくことが重要となっています。そのため、関係機関等の連携に関して中核的な役割を担う機関として要保護児童対策地域協議会が法的に位置づけられており、円滑な相互連携と協力が求められています。

本市では、要保護児童対策地域協議会として「鹿沼市要保護児童対策ネットワーク会議」を設置し、福祉分野の関係者に限らず、医療、保健、教育、警察等の関係機関等と連携・協力し地域全体でこどもを守る支援体制を構築しています。虐待通告に対しては迅速に対応するほか、児童相談所をはじめとした関係機関等と連携し対応するとともに、役割分担を明確化し、地域での見守りや支援、連絡体制の強化を行うことで、虐待を受けている児童の早期発見や早期対応につなげ、児童虐待の防止を図っていきます。

### (7)児童虐待防止のための普及、啓発

全国的に、児童虐待に関する通告の件数は増加傾向にあります。児童虐待は、発見が遅れることで重篤化する場合があります。児童虐待の早期発見には、児童に関わる関係機関等の迅速な対応や、近隣住民や知人等からの通告が重要となっています。特に、集団に属していない未就学の児童については、近隣住民等からの通告が早期発見につながる重要なものとなっています。

虐待を受けている児童やその家庭に対して早期に支援を開始するためには、地域全体が 児童虐待の問題について理解をより一層深め、早期発見・早期対応に向けて主体的に関わり が持てるよう意識啓発を図っていく必要があります。そのため、オレンジリボン運動や 児童虐待防止推進キャンペーンなどにより、児童虐待の防止に向けた普及啓発活動に取り 組みます。

# 2. 支援が必要なこどもへの施策の充実

## (1) 相談体制の充実

乳幼児健診をはじめ、こどもの障がい等の早期発見の機会が増加したことで、こどもの 障がい等についての理解が社会でも認識されてきており、相談や支援に対するニーズが 高まっています。発達に支援が必要なこどもは、育ちの中で様々な課題を抱えていることや ライフステージにより状況が変わるため、個々に適切な支援が必要です。

本市では、平成29年4月に「こども総合サポートセンター(令和5年度から「こども・家庭サポートセンター」に改称)」を設置し、臨床心理士や保健師、保育士、専門の相談員が相談支援を行っています。「乳幼児期から就学期・就労期まで」切れ目のない一貫した支援を目標に、今後も体制充実を図っていきます。また、発達に支援が必要なこどもを早期に発見し早い段階で療育につなげることが、こどもの成長の過程で重要となります。乳幼児健診やのびのび発達相談事業など、早期発見の機会を充実させるとともに医療機関をはじめ関係機関と連携し、的確な評価と課題に合った適切な助言指導を実施していきます。

さらに、こどもの障がい等の有無にかかわらず、思春期から青年期に至るまで、こどもが それぞれの段階で直面する様々な問題や悩みを解決するために必要な相談体制を整えます。



# (2)「発達支援システム」の推進

「鹿沼市発達支援システム」は、発達に支援が必要なこどもと保護者に対して、切れ目のない一貫した支援を提供するための仕組みです。横のつながりとして、「保健・福祉・保育・教育・就労・生活」における支援等の情報を共有することにより関係機関での連携を図り、縦のつながりとして、ライフステージ(保育所・幼稚園等⇒小学校⇒中学校⇒高等学校⇒大学⇒就労先)が移行する際に支援情報の引継ぎを行うことで、一貫した切れ目のない支援を行います。

こどもの就学に当たって、保育所・幼稚園等から小学校等に支援に関する情報を確実に引き継ぐため、園・学校の担当者が対面で情報の引継ぎを行う「連携支援会議」を毎年開催します。引継ぎに使用した情報等は専用ネットワークシステムに蓄積し、関係機関の間で情報を共有し、引継ぎを行います。今後も、関係する支援機関との連携を図りながら「鹿沼市発達支援システム」における取組を充実させ推進していきます。

### (3) 発達に支援が必要なこどもの保育の充実

本市では、障がいの有無にかかわらず必要な保育が受けられるよう環境を整え、保育所等で発達に支援が必要な児童を受け入れています。年々多様化する保育ニーズへの対応や、育児に悩む保護者の不安解消のため、保育士のスキルアップを図る必要があります。今後も、のびのび発達相談や言語聴覚士による巡回相談の際の専門職からの助言や、児童発達支援事業所との連携等を通して保育士のスキルアップを図るとともに、保育所・幼稚園・認定こども園・家庭の連携を図り、児童の発達の支援を推進していきます。

## (4) 放課後児童クラブにおける発達に支援が必要な児童の受入れ

地域の仲間と遊びながら人間関係を学ぶことは、こどもの成長過程でとても大切であり、 発達を促す重要な役割があります。各クラブにおいて発達に支援が必要な児童を安心して 受け入れられるように、放課後児童支援員を対象とした発達支援指導者研修会を実施します。 現在、発達に支援が必要な児童については、全てのクラブにおいて受け入れることができま す。今後も引き続き受け入れを進めていきます。

#### (5) こども発達支援センターにおける支援の充実

児童発達支援施設「こども発達支援センター鹿沼市あおば園」において、発達に支援が 必要な就学前のこどもを対象に、様々な療育を提供し、遊びや学びを通してこどもの成長を 促します。言語聴覚士や作業療法士による療育をはじめ、医師や臨床心理士による発達相談、 理学療法、音楽療法などの専門性の高い療育・指導を行います。今後も、質の高い支援を 行えるよう体制の充実を推進していきます。

## (6) ひきこもり地域支援センターによる支援

ひきこもり地域支援センターでは、多様な理由や状況により社会生活からひきこもり状態 にある中学校卒業後の当事者とその家族を対象に、専門的な相談支援や社会的参加に向けた 居場所の提供、当事者会や家族会の開催等を行います。一人ひとりの状況に応じた伴走型支 援を通じて、徐々に社会生活に戻り、その人らしく充実した生活を送れるよう支援します。

# (7) 障がいを持つこどもへの支援

障がいを持つこどもが地域社会でより良い環境で生活し、教育を受けることができるよう、児童一人ひとりの個別のニーズに対応したカスタマイズドプログラムを提供し、自尊心と社会参加の意識を育てることを重視します。また、保護者や家庭、学校、専門機関との連携を強化し、包括的な支援体制を築くことで、障がいを持つこどもが安心して成長できる環境を整えます。

| 詳細事業                    | 事業内容   |
|-------------------------|--|
| 育成医療                    | 18 歳未満で身体に障がいがあり、治療によってその障がいの改善が<br>期待できる場合には、医療費の一部を助成します。  |
| 特別児童扶養手当                | 心身に中程度以上の障がいのある 20 歳未満の児童を監護・養育して<br>いる父母等に手当を支給します。   |
| 障害児福祉手当                 | 日常生活において常時の介護を必要とする在宅で 20 歳未満の重度心<br>身障がい児へ手当を支給します。   |
| 障害児福祉手当                 | 原因不明で治療法が確立されていない難病にり患し、栃木県発行の「小児慢性特定疾病医療受給者証」を所持する児童に手当を支給します。  |
| 障がい児通所医療                | 理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると<br>認められた障がい児に対し、通所医療費を支給します。   |
| 補装具の支給                  | 身体上の障がいを補って、日常生活や職業生活等をしやすくする補装<br>具の交付(新規・交換)・修理費用を支給します。   |
| 障害児相談支援                 | 相談支援専門員によるサービス等利用計画の作成を行います。   |
| 児童居宅介護                  | ヘルパーが居宅に訪問し、入浴・排泄・食事等の介護や家事を行います。  |
| 児童短期入所                  | 障がい児の介護者の病気・レスパイトなどに対応するため、施設への<br>短期間の入所により、入浴・排泄・食事等の介護を行います。  |
| 児童行動援護                  | 障がい児の行動する際の危険回避や、外出時の排せつ・食事等の介護など、行動する際の援助を行います。   |
| 児童発達支援                  | 未就学の障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、<br>知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。  |
| 医療型児童発達支援               | 肢体不自由のある未就学の障がい児に対し、日常生活における基本的<br>な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うととも<br>に、治療を行います。                      |
| 放課後等デイサービス              | 学校に就学している障がい児に対し、放課後や休日(長期休暇を含む)<br>に生活能力向上のための訓練等を行います。   |
| 保育所等訪問支援                | 保育所等を利用している障がい児に対し、他の児童との集団生活への<br>適応のための専門的な支援を保育所等に訪問して行います。   |
| 日常生活用具給付事業              | 在宅の重度身体障がい児(知的・難病)の日常生活における利便性を<br>図るための用具を給付します。  |
| 自助・訓練具給付<br>助成事業        | 在宅の重度身体障がい児 (知的・難病) の日常生活における利便性を<br>図るための自助訓練具を給付します。   |
| 軽度·中等度難聴児<br>補聴器購入費助成事業 | 両耳の聴覚レベルが原則として 30 デシベル以上 70 デシベル未満で、<br>身体障害者手帳の交付対象とならない 18 歳未満のこどもを対象に、<br>指定の補聴器を購入する際の費用の一部を助成します。 |

# 3. こどもの貧困対策の推進

# (1) 早期発見への取組

貧困の問題は、こどもや保護者などが自ら訴えにくい意識が働き、外部から見えにくい 状況にあり、社会的な孤立に陥り、家庭環境における問題が深刻化する懸念があります。 そのため、生活困窮の状態にあるこどもとその家庭に気づき、見守り、こどもの成長に合わ せて切れ目のない支援につなげられるよう、早期に発見するための取組を行います。

| 詳細事業              | 事業内容   |
|-------------------|--|
| 妊娠届出時の専門          | 妊娠届出・妊婦の転入時に、保健師・助産師等の専門職による相談を  |
| 職による面接相談          | 実施し、不安や困りごとに寄り添い適切な支援につなげます。   |
| こんにちは<br>赤ちゃん訪問事業 | こどもの健やかな成育を支援するため、乳児がいる家庭を訪問して不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供や保健指導を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結び付けます。    |
| 母子健康相談            | 妊産婦及び新生児・乳幼児に関する相談を受け、こどもの健やかな<br>成長と、安心して妊娠・出産・育児ができるよう支援します。                                     |
| 乳幼児健診             | 1か月、4か月、10か月、1歳6か月、3歳、5歳の節目の時期に健診を実施し、疾病又は異常の早期発見と適切な援助を行います。また、育児相談の機会とし、保護者が積極的に育児に取り組めるよう支援します。 |
| 地域子育て支援拠点事業       | 乳幼児とその保護者が相互に交流を行う場所を開設し、子育ての相談<br>や情報提供、助言等を行います。   |
| 家庭こども相談           | こどもに関わる家庭の様々な問題や養育に関する悩みについて、家庭<br>相談員などが相談や支援を行います。   |
| ひとり親家庭相談          | ひとり親家庭の生活安定や経済的な自立を図るため、母子・父子自立<br>支援員による相談業務や就労支援などを行います。   |
| 女性相談              | 女性の方の離婚やDV(ドメスティック・バイオレンス)被害などに<br>関する相談、自立に向けた支援を各関係機関と連携しながら行います。                                |



## (2) 生活の支援

生活困窮にある家庭では、こどもや保護者の健康面や複雑な人間関係、社会的孤立等の複合的な課題を抱えることで、生活状況がより困難になる可能性があります。こどもの基本的な生活習慣の習得や、保護者の身体及び精神面の健康確保、生計維持への緊急的な支援など、個々の状況に応じて生活の安定を図るための支援を行います。

| 詳細事業             | 事業内容  |
|------------------|---|
| 産後ケア事業           | 出産後の体調不良や育児不安があり家族の支援がない産婦及び生後<br>4か月未満の乳児を対象に、医療機関等でケアや育児の助言を行いま<br>す。           |
| 養育支援訪問事業         | 要支援家庭に対して適切な養育の実施を促すため、家庭相談員や保健<br>師などが居宅を訪問し、養育に関する指導や助言などを行います。                 |
| 子育て短期支援事業        | 保護者の疾病などの理由により、家庭で養育することが一時的に困難<br>になった児童について、児童養護施設などで必要な保護を行います。                |
| 子育て世帯訪問支援事業      | 要支援家庭の養育環境を整えるため、支援員が居宅を訪問し、家庭が<br>抱える不安や悩みを傾聴し、家事・子育て等の支援を行います。                  |
| 要保護児童等対策<br>支援事業 | 養育のための支援を特に必要とする家庭の児童の安全確保や生活の<br>安定を図るため、児童の居場所づくりのための開設助成や緊急的な物資<br>の支給などを行います。 |
| 子どもの居場所事業        | こどもに生活習慣などを身につける機会を提供するとともに、保護者<br>の養育負担の軽減を図る「子どもの居場所」づくりを実施します。                 |
| フードバンク           | 市民や事業所から寄附された食品を、生活が困窮する方に無償で配布します。   |
| こども食堂との連携        | 市内のこども食堂と連携し、相談者に情報を提供します。  |

## (3)教育の支援

家庭の経済的な状況によって、こどもの学習環境や将来の選択で不利な状況に置かれないために、均等に教育を受ける機会の保障が求められています。こどもが自らの能力と可能性をいかし、将来の夢に挑戦できるよう、教育機関や地域との連携を図ります。また、生活困窮の状況にあるこどもへの学習機会の提供や、希望する進路の実現につなげるための支援を行います。

| 詳細事業         | 事業内容                            |
|--------------|---------------------------------|
| 子どもの学習支援事業   | 経済的な理由で学習塾に通えない小学生(4~6年)、中学生(1~ |
| 」ともの子自文版学未   | 3年)を対象に、無料で個別学習を支援します。          |
| 要保護・準要保護児    | 経済的な理由によって、小中学校に通う児童・生徒の学用品や給食費 |
| 童生徒援助費       | 等の支払いが困難な家庭に、その費用の一部を援助します。     |
| 1 坐進供会       | 次年度に鹿沼市立の小中学校に入学するこどもがいる家庭で、経済的 |
| 入学準備金<br>    | に困窮する保護者に、入学前に入学準備金を支給します。      |
| 古五块宁拟活劢个     | 就学援助の要保護及び準要保護の認定を受けている生徒の保護者に  |
| 英語検定料補助金<br> | 対し、実用英語技能検定3級の検定料の一部を補助します。     |
| 奨学金貸付        | 修学の意欲があるにもかかわらず、経済的理由により修学できない  |
|              | 高校生・大学生等に対し、学資を貸与します。           |
| 高等学校等入学準     | 高等学校等へ進学する意欲を有しながら、経済的理由により入学困難 |
| 備金貸付         | な生徒の保護者に対して、入学準備金を貸与します。        |

# (4) 保護者の就労の支援

生活基盤の安定には、一定の収入を得ることが必要なため、保護者の安定した就労環境が不可欠です。

また、保護者が労働する姿をこどもに示すことで、労働の価値や意味を学習する機会が得られることにおいても意義があります。生活困窮の状態にある家庭やひとり親家庭が抱える不安に寄り添い、個々の生活状況に応じた自立のための相談対応、就労に向けた学び直しや育児と仕事の両立への支援など、きめ細かな就労支援に取り組みます。

| 詳細事業                   | 事業内容  |
|------------------------|---|
| 保育サービス                 | 保護者が就労や求職等により保育ができない場合、保育施設等において通常保育及び特別保育(一時預かり、延長保育、休日保育、発達支援保育、病児・病後児保育等)を実施します。                           |
| 放課後児童健全育成事業            | 就労等により保護者が昼間家庭にいない児童に、放課後の適切な遊び<br>及び生活の場を与え、健全な育成を図ります。  |
| 母子・父子自立支援 プログラム策定事業    | ひとり親の就労支援や自立支援を図るため、個々の相談者の実情や課題に応じた支援プログラムを策定します。また、職業訓練や求職活動に係る支援や情報提供を行うとともに、職業安定所(ハローワーク)での面談についてサポートします。 |
| 自立支援教育訓練<br>給付金事業      | ひとり親家庭の母又は父の主体的な能力開発の取組を支援し、指定の<br>教育訓練講座を受講した場合に、受講料の一部を助成します。   |
| 高等職業訓練促進<br>給付金事業      | ひとり親家庭の母又は父が資格(看護師、保育士、介護福祉士、作業療法士等)を取得するため養成機関で養成訓練を受講する際に、受講期間中の生活負担を軽減するため給付金を支給します。                       |
| 高等学校卒業程度<br>認定試験合格支援事業 | ひとり親家庭の母又は父等が高等学校卒業程度認定試験合格のため<br>に講座等を受講する場合に、受講料の一部を助成します。  |



# (5)経済的な支援

子育て世帯においては、一定の収入により生活の場を保ち、こどもの健全な養育環境を確保する必要があります。生活の下支えをするものとして、経済的な支援を必要とする家庭に対し、各種制度の負担軽減や子育てに伴う手当の給付、一時金の資金貸付等を行うなど、家庭の自立ができるよう支援を行います。

| 詳細事業                              | 事業内容  |
|-----------------------------------|---|
| 児童手当                              | 高校生相当年齢までの児童を養育している方に、手当を支給します。   |
| 児童扶養手当                            | ひとり親家庭等に対して、手当を支給します。   |
| 遺児手当                              | 父母の一方又は両方が死亡した、義務教育終了前の児童を養育している方に手当を支給します。   |
| こども医療費助成制度                        | 高校生相当年齢までのこどもの医療費 (保険診療分) の自己負担分を<br>助成します。   |
| ひとり親家庭医療<br>費助成制度                 | ひとり親家庭等の医療費(保険診療分)の自己負担分を助成します。   |
| 妊産婦医療費助成制度                        | 妊産婦の医療費(保険診療分)の自己負担分を助成します。   |
| ひとり親家庭等<br>ファミリー・サポート・センター利用料助成事業 | 児童扶養手当等を受給しているひとり親家庭等が、依頼会員として<br>ファミリー・サポート・センターを利用した場合に、利用料の一部を<br>助成します。             |
| 幼児教育・保育料の<br>無償化                  | 教育・保育施設等を利用する3~5歳児クラスの全ての子、0~2歳<br>児クラスの住民税非課税世帯の子の保育料を無償とします。                          |
| 保育料・副食費の支<br>払い免除                 | 第2子以降の児童の保育料と第3子以降の児童の副食費、及び特定教育・保育施設等を利用する3~5歳児クラスの子で、一定の年収未満相当の世帯の子の副食費を免除します。        |
| 実費徴収に係る補<br>  足給付事業               | 保護者の世帯所得等を勘案し、特定教育・保育施設等に支払う費用等<br>の一部を助成します。   |
| ひとり親世帯等病児<br>保育利用料支援事業            | ひとり親世帯、生活保護世帯、非課税世帯の子が利用する病児・病後<br>児保育利用料の一部を助成します。                                     |
| 低所得の妊婦に対<br>する初回産科受診<br>料支援事業     | 低所得世帯等を対象に、妊娠判定検査のため、産科医療機関を受診し<br>た費用(初回産科受診料)の一部を助成します。                               |
| 生活保護                              | 病気などのやむを得ない理由で収入を得ることができなくなった<br>世帯で、他の制度等を活用しても最低限度の生活を維持することができ<br>ない方に対し、最低生活を保障します。 |
| 住居確保給付金                           | 離職などにより住居を失った人や失うおそれのある人で、熱心に求職<br>活動を行うことを要件に、生活の安定を図るため、一定期間、家賃相当<br>額を支給します。         |
| 養育費に関する公正<br>証書等作成支援事業            | 養育費の取決め及び継続した受取の促進を図るため、養育費に関する<br>公正証書等の作成費用の一部を助成します。                                 |
| 母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度                  | ひとり親家庭及び寡婦の生活安定や経済的な自立のため、保護者の<br>技能取得やこどもの就学などを目的に各種資金の貸付けを行います。                       |
| 生活福祉資金貸付                          | 低所得世帯などに対し、生活安定や経済的な自立のため、就学などを<br>目的に各種資金の貸付けを行います。                                    |
| 生活つなぎ資金貸付                         | 低所得世帯に対し、次の収入までのつなぎとして貸付けを行います。   |

### (6) 相談・支援・連携体制の整備

生活困窮を含めた複合的な課題を抱える家庭を支援するためには、庁内の関係部局間はも とより、関係機関や地域との連携が重要です。

児童福祉や母子保健、教育、保健医療などの関係者をつなぐネットワークの活用や、地域 との連携を通じ、地域全体において、こどもと保護者を見守り支える包括的な支援体制の 充実を図ります。

| 詳細事業            | 事業内容   |
|-----------------|--|
| こども家庭センター       | こどもとその家庭、妊産婦等を対象に、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々な相談に対応します。実情の把握や情報の提供、調査、助言指導、関係機関との連携等を行い、適切なサービスや関係機関につなぎ、切れ目ない支援体制を構築します。 |
| 生活相談・支援センターのぞみ  | 生活改善を図るため、生活困窮に関する各種相談に応じ、就労支援や<br>家計相談等を通じて自立に向けた支援を行います。   |
| 要保護児童対策ネットワーク会議 | 児童虐待の防止、早期発見及び早期対応を図るため、児童福祉、母子<br>保健、教育、医療、司法・警察など関係機関との情報共有を図り、支援<br>体制について協議を行います。                            |
| 福祉まるごと相談室       | 福祉に関する幅広い悩みや問題など、どこに相談してよいかわからな<br>いときの相談に応じ、適切な制度、関連機関につなぎます。   |

# 4. ヤングケアラー支援の推進

#### (1) 周知・啓発

こどもが家族の介護や看護、日常生活上の世話等を担う背景には、少子高齢化や核家族化、 共働き世帯の増加、家庭の経済状況の変化といった様々な要因が考えられます。こうした中 で、本来大人が担うと想定される家事や家族の世話等の責任を負うことにより、本人の成長 や教育に影響を及ぼす可能性があり、ヤングケアラーは社会的な課題となっています。

しかし、ヤングケアラーは、その名称や概念について認知度が高いとはいえない状況にあります。家庭内の問題としてこどもが家族の世話をすることが当然といった意識を持つ者が少なくない中で、支援が必要な場合であっても対外的に相談できず、悩みや不安を抱えてしまうことが懸念されています。ヤングケアラーという言葉を知らない、具体的にはわからないこどもが自分の置かれている状況を理解し、必要な支援を求められるよう、こども自身のヤングケアラーに関する認知度の向上が求められています。

また、保護者や周囲の関係者、地域住民がヤングケアラーについて理解を深め、こどもが担っている家事や家族の世話などの負担に気づき、必要な支援につなげていくためには、社会的な認知度を向上させることが重要です。

こうしたことから、ヤングケアラーに関する市民の認知度を高め、広報・啓発活動を展開 し、幅広く普及啓発に取り組みます。

### (2)早期発見・把握

ヤングケアラーは、家庭内でのデリケートな問題であることや、本人や家族にその自覚がないなどの理由から、支援が必要な場合においても表面化しにくい構造となっています。 適切な支援につなげられるよう、福祉や介護、医療等に関わる関係機関等が連携し、ヤングケアラーを早期に発見することが求められています。

一方で、こどもの中には、家族の状況を他人に知られたくないという思いや、家族の世話等に対して生きがいを感じている場合もあることに留意する必要があります。適切な支援につなげるに当たっては、こどもの気持ちに寄り添い、本人の意向を尊重しながら、支援の必要性や支援の内容等について丁寧に聴き取る対応が重要です。

そのため、日ごろからのこどもに対する観察や保護者との面談、保護者が学校に関わる様々な行事など教職員がこどもや保護者と接する機会の中で、家庭が抱えている困難な状況に気づき、必要に応じて支援につなげられるよう関係機関等との連携を図ります。

併せて、関係機関等に対する研修を通じてヤングケアラーに対する理解の促進を図ります。 また、ヤングケアラーに関する相談対応を行う窓口については、関係部署や関係機関、関係 団体等と連携を図りながら、ヤングケアラーが抱える悩みを相談しやすい体制づくりを推進 します。

### (3) 支援体制の充実

世話をしている家族についてはきょうだいや親が多く、その世話の内容は食事の準備や 掃除・洗濯などの家事、家族の見守りなどが多く見受けられます。本来、大人が担うと想定 されている家事や家族の世話などを日常的に行っているヤングケアラーは、年齢や成長の 度合いに見合わない過度の責任を負うことで、勉強や部活動の時間、友人と楽しむ時間など のこどもらしい時間を過ごすことが困難になる可能性があります。学業や友人関係に影響が 生じるなどこどもの育ちや教育に影響を及ぼさないよう、適切な支援につなげることが求め られています。

そのため、ヤングケアラー本人の意向を尊重しながら、高齢や障がい、疾病、生活困窮などの家庭の状況に応じた適切なサービスにつなげられるよう、福祉や介護、医療、教育等の関係部署が連携するとともに、必要に応じて要保護児童対策地域ネットワーク会議を通じて関係機関等が連携して支援できるよう、ヤングケアラーへの支援体制の整備を図ります。

また、ヤングケアラーの負担軽減を図るため、社会資源を活用しながら家事や子育てに 対する支援施策を展開し、養育が困難な状況にある家庭への支援を推進します。

# 第2章 子育で当事者・家庭

# 施策の方向④ 子育ての支援

# 

- 1. 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援体制等の充実
- 2. 子育て支援サービスの充実
- 3. 保育サービスの充実

# ≕ ፟ 実施事業

1. 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援体制等の充実

## (1) 妊産婦の健康管理

少子化や核家族化の進行、女性の社会進出などの環境の変化に伴い、支援者不足や経済的 負担、メンタル不調など、様々な不安を抱える妊産婦への支援が必要となっています。

妊娠・出産は女性にとって心身ともに大きな負担となるため、全ての妊産婦が安心して 健やかな妊娠・出産が迎えられるよう、保健師・助産師等の専門職が寄り添い、妊娠早期か らの切れ目ない健康管理支援に取り組みます。

| 詳細事業                 | 事業内容   |
|----------------------|--|
| 妊娠届・母子健康手<br>帳交付     | 妊娠届出を受理し、母子健康手帳を交付します。安全・安心な出産が<br>迎えられるよう、早期の妊娠届出と定期的な健康診査を勧奨し、保健師<br>等が面談を実施して不安や悩みに寄り添い、継続的に支援します。  |
| 妊産婦健康診査              | 妊婦健診 14 回と産婦健診 2 回、多胎妊婦へは必要回数を追加して公費負担による健康診査を実施し、母体の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図ります。経済的負担を理由に、未健診のまま出産に至ってしまうことなく、安全・安心な出産が迎えられるよう制度周知に努めます。                           |
| 低所得妊婦初回産<br>科受診支援    | 経済的理由から、初回の産科受診が遅れることの無いよう、低所得世帯等経済的困窮が見込まれる方への初回産科受診料の一部を助成します。   |
| マタニティ歯科健診            | 胎児の乳歯は妊娠初期から作られること、妊娠することで口腔内環境が変化すること等、妊娠初期から歯の健康について意識することは大切であるといわれています。妊娠届出時にオーラルケアに関する健康教育を実施し、委託歯科医療機関での個別健診を実施することで、妊娠中から歯科保健の重要性を意識づけられるよう努めていきます。     |
| 妊産婦・新生児及び<br>未熟児訪問指導 | 妊娠届出時面談により把握された、支援が必要な妊婦(特定妊婦・要支援妊婦)に対し、電話や家庭訪問等を通して妊娠早期から信頼関係を築くよう努め、必要時は、産科医療機関と連携して産後入院中からの面談や退院支援まで切れ目なく支援します。また新生児・未熟児の健やかな成長・発達を支援するため、保健師等による訪問指導を行います。 |
| 妊産婦への栄養指導            | 妊娠期の食事は、母体の健康と胎児の健やかな発育に大きく影響します。また、産後と授乳中においても、母体の回復やこどもの発育のための栄養が必要な時期です。「妊娠届」や「こんにちは赤ちゃん訪問届」等の面談の機会を活用し、母子ともに健康に過ごせるよう食生活の指導を行います。                          |

## (2) 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない相談支援

妊娠中から産後までの心身が不安定になりやすい時期に、必要な支援が受けられ、孤立せず安心してこどもを産み育てられるよう、こども家庭センター「いちごっこかぬま」を中心に、妊娠・出産・育児の情報提供や、仲間づくりの支援、産後うつや虐待予防のための支援に取り組みます。

| 詳細事業                                    | 事業内容  |
|---|---|
| こ ど も 家 庭 セ ン<br>ター 「いちごっこか<br>ぬま」による支援 | 妊娠届出時の全数面談を実施して相談に応じることをきっかけに、支援が必要な妊婦 (特定妊婦・要支援妊婦)を把握し、妊娠早期から出産・子育て期への切れ目ない相談支援に取り組みます。出産を控えて不安が具体化する妊娠8か月頃に、全妊婦へのアンケートを実施し、電話や面談、訪問等で安心して出産に臨めるよう支援します。出産後においても、産婦の面談を実施して様々な不安に寄り添い、必要時はエジンバラ産後うつ病質問票結果による医療機関との連携、産後サポート事業や産後ケア事業、早期のこんにちは赤ちゃん訪問等につなげ、相談支援の充実を図ります。 |
| プレパパ・プレママ<br>デビュー塾、パパ学級                 | 妊娠期に、プレパパ・プレママデビュー塾を実施し、妊娠・出産・育児に関する情報提供をします。夫婦で出産に対する心構えと二人で育児をしていくという準備をする良い機会となります。<br>また、父親を対象にパパ学級を実施し、出産子育てに対して悩む父親に対し、交流会や相談支援を実施します。父親同士の仲間づくりを促進し、産前産後から子育て期までのピアサポート支援の充実を図ります。   |
| 産後ケア事業・産後<br>サポート事業<br>(いちごっこ Room)     | 出産後から4か月健診前の時期に、母子が来所して専門職の相談や、母親同士の悩みを共有できる場である「産後サポート事業(いちごっこRoom)」や、産科医療機関に通所・宿泊して心身のケアや育児指導を受ける「産後ケア事業」を実施し、母子の孤立の予防と産後うつ予防や虐待予防支援の充実を図ります。   |



### (3) 乳幼児の健やかな成長・発達支援

乳幼児の健やかな成長・発達を支援し、疾病や障がいの早期発見・早期支援、子育て家庭 の孤立化防止につながるよう、乳幼児健康診査や保健指導、訪問指導に取り組みます。

また、乳幼児健診等の機会を通じて、こどもの成長・発達段階に応じた正しい知識の啓発や育児力の向上につながる支援の充実に取り組みます。

| 詳細事業               | 事業内容  |
|--------------------|---|
| 乳幼児健診・検診の実施        | リスクの早期発見による疾病等の発生予防(一次予防)及び疾病や異常の早期発見(二次予防)を図り、適切な治療・保健指導につなげることや育児支援の場として、新生児聴覚検査、先天性股関節脱きゅう検診、1か月、4か月、10か月、1歳6か月、3歳児、5歳児健康診査を実施します。各健診は95%以上の高い受診率となっていますが、健診未受診者の中には、虐待など、支援が必要な家庭が含まれる可能性も高いため、個別支援のほか各関係機関との連携を強化し、健診が子育ての孤立化を防ぐ有効な場となるよう内容の充実を図ります。 |
| 訪問指導・健康教<br>育・健康相談 | 乳幼児健診後の継続支援として、保健師や栄養士等による家庭訪問や<br>関係機関連絡、各種教室、発達相談等を実施し、健やかな成長・発達を<br>支援していきます。また、育児等の悩みや不安を受け止めながら保護者<br>が自信をもって育児に臨めるよう支援します。  |
| 乳幼児期の栄養指導          | 乳幼児期は成長が著しく、成長や発達段階に合わせた離乳食や幼児食の進め方が大切です。乳幼児健診や育児相談、各種教室等を通じて、正しい食事の進め方、適切な食事形態、食事量について指導を行います。また、食事を囲む家族にも食の大切さを伝え、食への興味・関心を高め、食べる意欲を育むことができるような食生活の指導を行います。   |

#### (4) 妊産婦医療費助成制度

妊産婦の病気の早期発見と治療を促進し、母子保健の向上を図るため、妊産婦に対し医療費(保険診療分)の自己負担分を助成します。今後も、妊産婦医療費助成制度の正しい理解を市民に広めるよう努め、適切な支援を提供し続けることで、母子保健の向上を図ります。

#### (5) いちごっこ出産・子育て応援給付金

## (妊婦のための支援給付事業及びいちごっこ出産・子育てかぬまプラス事業)

「妊婦のための支援給付事業」は、子ども・子育て支援法に基づき、妊婦に対し、妊娠時と出産時等に給付金を支給することで、妊婦の産前産後期間における経済的負担を軽減し、妊婦や胎児であるこどもの保健及び福祉の向上に寄与することを目的としています。また、上記の給付事業に合わせて、市独自の給付事業である「いちごっこ出産・子育てかぬまプラス事業」を実施し、妊娠時と出産時等の各給付の際に上乗せの給付金を支給することで、より安心してこどもを産み、育てることができるよう経済的支援を行います。

### (6) 児童手当

本事業は、児童手当法及び子ども・子育て支援法に規定する子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的としています。

国のこども未来戦略「加速化プラン」の若い世代の所得向上に向けた取組の一部として、 令和6年10月から所得制限の撤廃や児童手当の支給対象とする児童を高校生相当年齢まで 延長、第3子以降の手当額の増加等の拡充がされ、より一層、子育て世帯の経済支援の充実 を図っています。

今後も子育て世帯の経済的安定を図り、こどもたちの健やかな成長を支援します。

## 2. 子育て支援サービスの充実

## (1) こんにちは赤ちゃん訪問事業 (乳児家庭全戸訪問事業)

生後4か月までの赤ちゃんがいる全ての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て 支援に関する情報提供等を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を 行い、必要時医療機関等と連携を図りながら産後ケア事業や産後サポート事業等適切なサー ビス提供につなげています。

また、里帰り分娩等の方にも里帰り先と連携を図り、訪問を実施します。特に支援が必要と認められる家庭においては、養育支援訪問事業等につなげ、関係機関と連携し切れ目ない支援に努めていきます。

#### (2)養育支援訪問事業 (P62 再掲 1-3-1-(2))

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童若しくは保護者に監護させることが不適当であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、家庭相談員、保健師等が居宅を訪問し、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行います。

また、保護者の子育ての不安を軽減し適切な養育が実施できるよう、児童福祉と母子保健 の双方の観点から役割分担の下に効果的な訪問支援に取り組みます。

#### (3)子育て世帯訪問支援事業(P62 再掲1-③-1-(3))

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、子育て世帯訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を行います。

子育ての不安や過重な負担を軽減するとともに当該家庭における適切な養育の実施を促す ことにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。

## (4) ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業)

ファミリー・サポート・センターは、仕事と家庭の両立ができる環境整備を図るため、 乳幼児等の子育てに関する援助を受けることを希望する方と、当該援助を行うことを希望す る方との相互援助活動を行い、その連携及び調整を行うとともに、援助希望者の講習等を 実施する事業です。

今後も、援助を受けることを希望する方に必要な援助を提供するため、援助を希望する方の援助体制を維持し、安定した事業の運営を図っていきます。

## (5) 放課後児童健全育成事業 (P57 再掲 1-①-4-(2))

放課後児童健全育成事業は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない者の健全育成の場として、平日の学校終了後や土曜日などに実施されています。引き続き、放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の基準に適合した施設運営を推進していきます。

今後も、民間事業者への委託拡大や各学校の児童数の減少が見込まれることから、複数の 学校から施設を利用するための送迎加算事業の活用等を継続していきます。

また、放課後児童支援員の資格取得を推進し質の向上を図るとともに、ひとり親家庭等放課後児童クラブ利用料助成事業の実施により、放課後児童クラブ利用児童の保護者の経済的負担を軽減します。

## (6)子育て短期支援事業 (P63 再掲1-③-1-(4))

児童の保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に 困難となった場合及び経済的な理由により緊急一時的に、児童を保護することが必要な場合 等に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行うことにより、これらの児童及び その家庭の福祉の向上を図ります。

保護者の疾病、育児疲れ、育児不安など身体上又は精神上の事由、出産、看護、事故、 災害、失踪など家庭養育上の事由、冠婚葬祭、転勤、出張など社会的な事由等で児童の養育 が一時的に困難になった場合にも安心して預けられるよう、実施していきます。

## (7) 病児・病後児保育事業

保育所、幼稚園、小学校などに通う児童を対象とし、病気の治療中や回復期において集団保育が難しい時期に、一時的にその児童を預かる事業を実施します。現在は病児保育1か所、病後児保育1か所、そして体調不良児保育を2か所で実施しています。

また、令和6年度からは宇都宮市にある病児保育施設の広域利用が可能となっています。 今後も、体調の優れない児童やその家族が安心して預けられる環境を提供し、保護者が 児童の健康状態にかかわらず安心して日常生活を続けられるよう支援を図ります。

## (8) 一時預かり事業

冠婚葬祭、急な仕事が入ったとき、保護者の病気やけが、リフレッシュ等の理由により、 こどもを一時的に保育する事業を公立保育所7施設、民間保育所13施設で実施しています。 利用を希望するこどもについては、受け入れられるよう体制を確保していきます。

## (9) 幼稚園の事業

| 詳細事業       | 事業内容  |
|------------|---|
| 一時預かり事業    | 保護者の急な用事や冠婚葬祭など、一時的な保育時間延長の希望に応じた預かり保育を提供します。現在、市内の幼稚園2園及び認定こども園6園で預かり保育を実施しており、更に夏休みなどの長期休暇中も実施しています。こども・子育て家庭のニーズを踏まえながら、利用を希望する全てのこどもが受け入れられるよう体制を整え、保護者が急な用事ができても安心してこどもを預けられる環境を提供します。 |
| 地域子育て等推進事業 | 地域の親子のふれあいや高齢者との交流、そして園庭の地域開放など、地域と連携した子育て活動を推進します。今後は、これらの活動を<br>実施する園の数を増やしていくとともに活動内容の充実を図り、地域<br>全体で子育てを支え合う環境を作り上げていきます。   |

# (10) 地域子育て支援拠点事業

| 詳細事業              | 事業内容   |
|-------------------|--|
| 地域子育て支援<br>センター事業 | 地域子育て支援センターで、「子育て等に関する相談・各種講習会の<br>実施」、「子育てサークル等の育成・支援」、「地域の子育ての情報提供」<br>等のサービスを実施します。現在、4か所の保育所に設置しており、<br>今後も事業内容を更に充実させ、地域の子育ての拠点として、より地域<br>と密着した事業を展開します。 |
| つどいの広場事業          | つどいの広場は1か所を設置しており、子育て中の親とそのこどもが<br>気軽に集まり、相互に交流できる場を提供することで、地域の子育て<br>支援機能の充実を図るとともに、子育てに係る不安感の緩和を図るため<br>の各種事業を展開します。   |
| 子育てサロン            | 子育て中の方が子育てを楽しんだり、子育て仲間をつくったりする "ふれあいの場"として、子育て支援サークルや、地域の人たちによる 「子育てサロン」が地区コミュニティセンターなどで開催されています。今後も、様々な事業を実施し、地域の子育て支援機能としての役割 を担っていきます。                      |

## (11) 子育てに関する情報の提供

子育て中の親子は、子育てに関する施設や、こどもに係る医療機関、家庭支援に関する事業など、子育てに関する様々な情報を求めています。市ホームページをはじめとして、「広報かぬま」、「子育て応援ブック」や様々なパンフレットを活用し、子育てに関する情報を提供します。

こども家庭センターにおいても、子育て相談に対応するとともに適切な支援につなげられるよう、子育てに関する情報の提供(利用者支援事業)に取り組みます。

### (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案し、特定教育・保育施設に対して保護者が支払うべき 日用品、文房具その他の教育保育に必要な物品の購入に要する費用及び行事への参加に要す る費用等を助成する事業です。今後も家庭の負担軽減を図り、子育て家庭を支援します。

## (13) 子育て支援ネットワーク部会の活用

次代の社会を支える全てのこどもが、健やかに成長することができ、両親が安心して子育 てできるまちづくりを促進することが必要です。今後も、子育て支援ネットワーク部会を 活用し、子育て支援及び発達支援について、関係機関との連携、サービスの質の向上を図っ ていきます。

## (14) 千手山公園で遊園地デビュー事業 (P58 再掲1-①-4-(4))

千手山公園で初めての遊園地体験を楽しんでいただけるよう、遊園地デビューを控えることもがいる家庭を対象に、千手山公園の乗り物利用カードを配付し、子育ての応援と親子の 思い出作りの支援をします。

#### (15) 3歳未満の乳幼児へのごみ袋引換券交付

子育て家庭の経済的負担を軽減するため、3歳未満の乳幼児を対象にごみ袋引換券を交付します。こどもの成長の過程で、おむつなどのごみが多くなりやすい時期に必要な支援を行い、子育て支援を図ります。

## (16) 親子で運動遊び教室

親子でコミュニケーションをとりながら運動遊びを体験することで、幼児に体を動かすことの楽しさを感じてもらい、運動が好きなこどもを増やします。また、幼少期から体を動かすことの重要性を保護者に啓発し、幼児期からの運動習慣の形成を図ります。

#### (17) つどいのひろば ほんのす

図書館東分館において子育て世代の親同士が交流する場として、遊具で遊べるのはもちろん育児相談や各種イベント(工作教室や乳幼児向けの体操、絵本の読み聞かせなど)を企画します。これにより、親同士の交流が深まり、子育てをサポートするネットワークの構築を図ります。全ての方が安心して子育てできる環境づくりに努めます。

#### (18) 日本語教室での託児の実施

外国人住民を対象とした日本語教室において、子育て中の外国人も安心して参加できるように、託児サービスを実施します。今後も外国人の子育て家庭が安心して学べる環境の整備に努めます。

#### (19) 家庭の日における公共施設利用料無料

毎月第3日曜日の「家庭の日」に一部の公共施設の利用料を無料とすることで、家庭の絆 を深める機会の充実を図り、子育て家庭への支援を行います。

#### 3. 保育サービスの充実

## (1) 通常保育事業

現在、公立保育所が7施設、民間保育所が14施設設置されています。就学前児童数は減少傾向にあり、同様に入所児童数も減少しています。今後も、保育ニーズに対応できるよう通常保育の充実を図り、保護者の利便性を確保します。

## (2)延長保育事業(時間外保育事業)

現在、延長保育を公立保育所7施設、民間保育所14施設で実施していますが、就労形態の 多様化などに伴う保育需要に合わせて延長保育サービスの充実を図ります。

## (3) 休日保育事業

現在、公立保育所内の地域子育て支援センター1施設で休日保育を実施しています。休日 保育の需要が増加していることから、保育需要に合わせてサービスの充実を図ります。

### (4)地域型保育事業

| 詳細事業      | 事業内容   |
|-----------|--|
| 小規模保育事業   | 少人数(定員6名~19名)を対象に、家庭的保育に近い雰囲気の<br>もと、きめ細やかな保育を行います。                          |
| 家庭的保育事業   | 家庭的な雰囲気のもとで、少人数(定員5名以下)を対象にきめ細か<br>な保育を行います。                                 |
| 事業所内保育事業  | 会社の事業所の保育施設などで、従業員のこどもと地域のこどもを<br>一緒に保育します。                                  |
| 居宅訪問型保育事業 | 障がい・疾患などで個別のケアが必要な場合や施設がなくなった地域<br>で保育を維持する必要がある場合などに保護者の自宅で1対1の保育<br>を行います。 |

#### (5) 乳児保育事業

現在、公私合わせて保育所 19 施設で乳児保育を実施しており、令和 6 年 10 月 1 日現在 入所している 0 歳児は 155 人です。今後も、更に乳児保育の質とサービスの向上を図り、 子育て家庭を支援します。

# (6)発達支援保育・医療的ケア児保育

本市では、公私全ての保育所(利用定員 20 名以上の施設)で発達に支援の必要な児童の 受け入れが可能であり、支援に必要な保育士数を配置しています。

また、令和元年度から専門の看護師の配置を行い、日常生活を営むために医療的なケアを 必要とする「医療的ケア児」の保育も実施しており、今後もその対応を行っていきます。

#### (7)人材の適正配置

保育所は、「児童福祉施設最低基準」(昭和23年12月29日厚生省令第63号)に基づき、 入所児童数に対して保育士が適正に配置されています。今後も適正に保育士を配置し、特別 保育サービスの向上のために保育士の確保に努めます。

#### (8) 保育所の整備

鹿沼市保育園整備計画により、推進していきます。

#### (9)認定こども園

認定こども園は、「就学前の子どもに教育・保育を提供する機能」と「地域における子育で支援を行う機能」の二つの機能を備えており、幼保一体化機能及び地域子育で支援機能が確保されています。今後は、保護者のニーズなど状況を踏まえながら、認定こども園への移行や保育枠の拡充を推進していきます。

## (10) 多様な主体が子ども・子育て支援制度に参入することを促進するための事業

保育の受け皿の確保や、新制度における住民ニーズに沿った多様な保育の提供を進める際に、多様な事業者の能力を活用するため、新規参入事業者に対し、事業運営や事業実施に関する相談・助言等を実施していきます。

#### (11) 保育園 ICT 化の推進

保育現場での負担軽減及び保育の質の向上、保護者と保育施設とのスムーズな情報共有を目的として、保育園のICT化を推進します。これにより、登降園の管理、保護者への連絡、保育料等の請求管理、園児情報の管理など、現在、紙や電話で行っている事務を効率的に行うことを目標とします。

#### (12) 教育・保育施設における「食育」の推進(P55 再掲1-①-2-(6))

教育・保育施設(幼稚園、保育所、認定こども園)は保護者と離れて生活するはじめての場所であり、正しい食習慣を身に付ける家庭外の学習の場として重要な役割を担っています。

保護者の生活習慣や意識がこどもに大きく影響することから、各機関と連携し、児童を 通して家庭全体に生活習慣改善意識が波及するよう啓発活動を行っていきます。

#### (13) こども誰でも通園制度

全てのこどもの育ちを応援し、良質な生育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる事業を行います。

# 施策の方向⑤ 困難を抱える家庭への支援

# 

- 1. ひとり親家庭の子育て支援
- 2. 子育て家庭への経済的支援

# = 🗳 実施事業 ------

## 1. ひとり親家庭の支援

## (1) 相談体制の充実

ひとり親家庭の支援ニーズは、ひとり親になった理由や、自身やこどもの年齢、住居や同居家族の状況など、その家庭により様々です。また、DV(ドメスティック・バイオレンス)等の被害により精神的な課題を抱えている場合などもあります。

本市では、母子・父子自立支援員や女性相談支援員により、実情に応じた相談や各関係機関と連携を図りながら自立に向けた支援を行います。

| 詳細事業     | 事業内容   |
|----------|--|
| ひとり親家庭相談 | ひとり親家庭の生活安定や経済的な自立を図るため、母子・父子自立<br>支援員による相談業務や就労支援などを行います。 |
| 女性相談     | 女性の方の離婚やDV(ドメスティック・バイオレンス)被害などに<br>関する相談や自立に向けた支援を行います。    |



# (2) 生活の安定

ひとり親、特に母子家庭の親は、就業率が高いものの、子育ての負担などからパートや アルバイト等非正規で働くケースが多く、貧困率が高いことに繋がっています。生活の安定 を図るため、資格取得によるスキルアップや転職によるキャリアアップなど、適切な支援を 行っていきます。

また、ひとり親家庭の自立を促進するため、様々な支援事業等を行います。

| 詳細事業                   | 事業内容   |
|------------------------|--|
| 母子・父子自立支援<br>プログラム策定事業 | ひとり親の就労支援や自立支援を図るため、個々の相談者の実情や課題に応じた支援プログラムを策定します。また、職業訓練や求職活動に係る支援や情報提供を行うとともに、職業安定所(ハローワーク)で |
| 自立支援教育訓練給付金事業          | の面談についてサポートします。<br>ひとり親家庭の母又は父の主体的な能力開発の取組を支援し、指定の<br>教育訓練講座を受講した場合に、受講料の一部を助成します。             |
| 高等職業訓練促進<br>給付金事業      | ひとり親家庭の母又は父が資格(看護師、保育士、介護福祉士、作業療法士等)を取得するため養成機関で養成訓練を受講する際に、受講期間中の生活負担を軽減するため給付金を支給します。        |
| 高等学校卒業程度<br>認定試験合格支援事業 | ひとり親家庭の母又は父等が高等学校卒業程度認定試験合格のため<br>に講座等を受講する場合に、受講料の一部を助成します。                                   |
| 児童扶養手当                 | ひとり親家庭等に対して、手当を支給します。  |
| 遺児手当                   | 父母の一方又は両方が死亡した、義務教育終了前の児童を養育している方に手当を支給します。  |
| ひとり親家庭医療<br>費助成制度      | ひとり親家庭等の医療費(保険診療分)の自己負担分を助成します。  |
| 養育費に関する公正<br>証書等作成支援事業 | 養育費の取決め及び継続した受取の促進を図るため、養育費に関する<br>公正証書等の作成費用の一部を助成します。  |
| 母子・父子・寡婦福<br>祉資金貸付制度   | ひとり親家庭及び寡婦の生活安定や経済的な自立のため、保護者の<br>技能取得やこどもの就学などを目的に各種資金の貸付けを行います。                              |

## (3)交流機会の充実

ひとり親家庭の親は、育児・家庭・仕事をひとりで行っているため、負担も大きく、相談相手や交流機会も少なく、孤立しがちです。ひとり親家庭優待事業の機会やひとり親が会員の「鹿沼市ひとり親家庭福祉会」の協力を得ながら、共通の問題を抱える親同士で励まし合い、適切な子育てができるよう、交流機会の拡充に努めます。

#### 2. 子育て家庭への経済的支援

## (1) 就学援助制度

小学校や中学校へ通うこどもがいる要保護又は準要保護世帯の中で、経済的に困窮し、 援助が必要と認められる家庭に対して、学用品や給食費等の費用を一部支援します。今後も 引き続き、この支援を通じて経済的負担を軽減し、こどもたちが安心して学ぶ環境の整備を 図ります。

#### (2)入学準備金制度

小学校や中学校へ入学予定のこどもがいる家庭の中で、経済的に困窮しており支援が必要と認められる世帯に対して、入学前に入学準備金を支給します。

今後も、この制度を通じて、経済的な負担を軽減し、こどもたちが安心して新たな学びの ステージを迎えられるよう支援します。

#### (3) 鹿沼市高等学校等入学準備金

高等学校等へ進学する意欲があるものの、経済的な理由で入学が難しいこどもの保護者に対して、入学準備金として一時的に必要な資金を貸し付けることで、こどもが無事に進学できるよう支援します。今後もこの取組を通じて、進学に関する経済的な障壁を取り除き、多くのこどもが自身の能力を十分に発揮できる環境の整備を図ります。



# 第3章 地域社会

# 施策の方向⑥ 子育てを支援する生活環境の整備

# = / 具体的な施策

- 1. 良質な居住環境の確保
- 2. 安心して外出できる環境の整備
- 3. こどもたちの安全の確保

# = 🗳 実施事業

1. 良質な居住環境の確保

# (1) 市営住宅等の活用

子育て世代が、地域において、安全・安心で快適な住生活を営むことができるようにする ためには、良質な住宅が供給される環境の整備が必要です。

市営住宅等の長寿命化を含めた安全確保と機能保全を図ることにより、若い夫婦が安心して暮らすことができる子育てのしやすい生活環境を提供して、定住化を促進し、地域の活性化及び安心して子育てができる環境づくりを推進します。

## (2) 市営住宅の子育て世帯優先入居

市営住宅の公募において、子育て世帯(18 歳未満の子がいる世帯)が優先的に申込ができる部屋を用意し、抽選での優遇を行うことにより、子育て世帯が市営住宅に入居しやすくしています。

また、令和7年度より、子育て世帯(18歳未満の子がいる世帯)、若者夫婦世帯(夫婦のみの世帯でいずれか一方が45歳以下である世帯)等がより一層入居しやすくなるよう、入居可能な所得上限額を緩和しました。今後も、子育て世帯等が安心して生活できるよう、取り組みます。

## (3) 住宅セーフティネット制度

この制度は、子育て世帯など住宅確保に特別な配慮が必要な方々の住まいを支援するものです。住宅を探している方に、セーフティネット住宅や居住支援法人の紹介などを実施します。また、市が関係団体と連携し、令和6年度末に鹿沼市居住支援協議会を設立し、住宅確保に対する支援を強化しました。今後も、この取組を通じて住まいに関する悩みを解消し、住みやすい環境の整備を図ります。

#### 2. 安心して外出できる環境の整備

## (1) 公園の整備

公園は、こどもや子育て家庭をはじめ、多くの世代に「安らぎ」や「癒し」を提供する 憩いの場です。公園や緑地の安全対策の強化・機能保全については「鹿沼市公園施設長寿命 化計画」に基づき、既存ストックを有効に活用しながら、除草・剪定などの日常管理の充実、 施設の補修・更新などを図ります。

今後も、こどもたちが安心してのびのび遊べるような公園環境づくりを進めていきます。

#### (2) つどいの広場事業

つどいの広場事業は、地域の親子の居場所として全ての子育て家庭を対象に、親子の絆を深め、親の子育て力を高める効果が期待されています。現在、つどいの広場は1か所を設置しており、平成22年の開設から、子育て中の親とそのこどもが気軽に集まり、相互に交流できる場を提供することで、地域の子育て支援機能の充実を図るとともに、子育てに係る不安感の緩和を図るための各種事業を展開しています。

### (3) こどもの遊び場事業 (P57 再掲1-①-4-(3))

天候を気にすることなく、こどもがのびのびと元気に遊び、子育て世代をはじめとする 多世代の交流の場である「いちごっこ広場」において、乳幼児から小学校低学年を中心とす る遊びの場を提供するとともに、体験型のイベント等を開催することで、「遊び」を通した こどもの健全育成につなげていきます。

## (4) 日本語教室での託児の実施(P79 再掲2-④-2-(18))

外国人住民を対象とした日本語教室において、子育て中の外国人も安心して参加できるように、託児サービスを実施します。今後も外国人の子育て家庭が安心して学べる環境の整備に努めます。

#### (5) ユニバーサルデザインの推進

こどもや子育て家庭が安心して移動することができるようにするためには、安全で歩きやすい歩道の確保や、ゆとりある歩行者空間をつくることが必要です。歩道の段差などがベビーカーなどの通行の妨げになることが多いため、今後も引き続き歩道のバリアフリー化に向けた取組を推進します。

また、公共施設等においては、子育て世帯が安心して利用できるトイレ整備などに取り組み、こどもサイズの便器・手洗い器、ベビーベッド、ベビーチェア、ゆったりした化粧室、授乳室の設置などの整備を推進していきます。

#### (6) 立ち入り調査

青少年の健全育成に影響を及ぼす性や暴力等に関する過激な情報が流通する環境を浄化するため、上都賀地区青少年育成対策連絡協議会と協力し、書店、コンビニエンスストア、携帯電話ショップなどを対象に立ち入り調査を実施し、青少年を取り囲む環境の改善を図り、安全で健全な社会を目指します。

#### 3. こどもたちの安全の確保

## (1)交通安全教室

保育所、幼稚園、認定こども園、小中学校において交通安全教室を実施し、こどもたちの 交通安全意識を向上させ、地域全体の交通安全を支援します。

## (2) 地域安全のつどい等の鹿沼市防犯協会の活動

鹿沼警察署と連携して鹿沼市防犯協会を運営し、こどもたちを犯罪や交通事故から守るための活動を実施します。地域安全のつどいでは、小中学生を対象に、善行少年や防犯ポスター、地域安全マップの入選者の表彰を通じて広報啓発活動を実施します。

また、年末には、防犯防火パトロールを自治会連合会や消防団などと連携して行います。 今後も、これらの活動を継続し、地域の安全を守り、こどもたちの健やかな成長を支援しま す。

### (3)安全安心な学校づくり

地域全体で協力し、継続的に小中学校の児童生徒を犯罪被害から守り、こどもの安全と 安心を確保する対策を推進し、こどもたちが安全に過ごせる環境の整備を図ります。

#### (4)防犯灯設置事業

地域が管理運営する防犯灯について、新規設置の支援や維持管理のための電気料補助により、安全で住みやすい環境の整備を図り、こどもたちの安心・安全を支援します。

# (5) チャイルドシート等の購入支援

こどもの安全確保及び子育て家庭への経済的負担の軽減を図るため、チャイルドシート等 の購入に対し、補助金を交付します。今後も子育て家庭の負担軽減と安全確保を図ります。

#### (6) こども110番の家

現在、本市内全域に多くの「こども110番の家」の避難場所が設置されており、「こど も110番の家」を示すプレートが不審者に対して抑止力になっています。

今後も、「こども110番の家」の周知に努めるとともに、地域団体や警察等と連携・協力して児童、こどもたちの安全安心を見守ります。

#### (7) 鹿沼市少年指導員会

地域における青少年の非行防止と健全育成に努め、青少年に関する様々な情報を収集し、 関係機関への連絡や通知を行います。

また、地域での活動において中心的な役割を果たし、青少年が安心して成長できる環境づくりに貢献します。

## 施策の方向⑦ 地域全体でのこどもの成長、子育ての支援促進

# == 🖉 具体的な施策

- 1. 職業生活と家庭生活との両立の推進
- 2. 地域や人とつながるこどもの成長、子育ての支援

# = 🗳 実施事業

1. 職業生活と家庭生活との両立の推進

## (1)働き方の見直し

誰もが仕事時間と生活時間のバランスのとれた多様で柔軟な働き方を選択できるよう、 鹿沼労働基準監督署や鹿沼労働基準協会など関係団体等と連携を図りながら、労働者、事業 主等の意識改革を促進するための広報・啓発、情報提供等を行います。

#### (2) 再就職等の支援

出産や育児などで退職した女性の再就職を支援するため、鹿沼公共職業安定所等と連携し、 就職活動に関する様々な悩みごとの相談や求人企業との面接会等の開催により、再就職を 希望する子育て家庭を支援します。

#### (3) 働く親と子のふれあいの機会の確保

中小企業の勤労者及び事業主を会員とする公財団法人鹿沼市勤労者福祉共済会の運営を 支援し、会員及びその家族を対象とした福利厚生事業や共済事業、バスツアーや各種レクリ エーション、助成制度等により、親子のふれあいの機会確保を支援します。

#### (4)「イクボス」の普及・啓発

「イクボスかぬま宣言」プロジェクトに取り組み、部下のワーク・ライフ・バランスを 応援する経営者や管理職(イクボス)への理解を広め、企業での子育てしやすい職場づくり を推進します。

# (5) 家事・育児への男性の参加促進

女性の社会進出が進む中、仕事と家庭の両立支援を推進するため、男性の家事や育児への 参画促進を図る講座などを開催し、お互いが協力し合って子育てをしていく意識の醸成を 図ります。

また、男性の育児休業や産後パパ休暇の取得促進を含め、男女ともに仕事を持ちながら 安心してこどもを養育できるよう、育児休業制度の利用促進や相談窓口等について、企業や 市民に対して積極的な情報提供を行います。

### 2. 地域や人とつながるこどもの成長、子育ての支援

#### (1) 青少年育成市民会議

青少年の健全育成に関する団体、良好な社会環境を整えることで、心身ともに健全な青少年の育成を図ります。更に、例年行っている啓発物資の配布を通じた「啓発活動」や、青少年を取り巻く課題の解決に向けた「研修会」も実施します。

### (2) 地域学校協働活動推進事業

地域教育力や地域コミュニティ力の向上と持続可能な人材育成を図るために、「待機スペース事業」の委託や地域学校協働活動の協力者を対象とした研修会を実施するなど、学校・家庭・地域の協働のための支援を行います。引き続き、これらの取組を通じて、地域全体の教育力向上を支援します。

## (3) 鹿沼市子ども会連合会への支援

鹿沼市子ども会連合会の活動を支援し、こどもたちの健全育成を推進します。

#### (4) 家庭教育の充実

家庭教育の充実を図るため、家庭教育学級の開級や講演会の開催を行います。また、幼児期のこどもを持つ家庭を対象とする「スマイルクラブ」や、小学校入学を迎える保護者を対象とする「親学習プログラム」なども実施します。

## (5) 家庭教育オピニオンリーダーの充実

しつけや発育、家族のあり方などの子育てに関する相談に応じたり、学習会を開催したり する「家庭教育オピニオンリーダー」への支援を行います。

### (6) 幼児期の運動遊び指導者研修会

幼児期のこどもに関わる指導者に対し、発達段階に応じた運動遊びを中心としたプログラムを提供し、幼児期のこどもたちに運動の楽しさを実感させ、日常生活の中で体を動かすことを習慣化させることを目的とした指導法を身につけられるよう取り組んでいます。

今後も、このプログラムを通じて指導者の資質の向上を図り続け、こどもたちの健やかな 成長を支援します。

# ■施策別担当課等一覧

# 第1章 こども・若者

|                               |    | - C U * 411                       |                 |
|-------------------------------|----|-----------------------------------|-----------------|
| 施策① こども・若者の心身の健やかな成長に資する環境の整備 |    |                                   |                 |
|                               | 1. | 次代の親の育成                           |                 |
|                               |    | (1)こどもの乳幼児ふれあい体験                  | 子育て支援課          |
|                               |    | 7 - X - 11 (1)                    | 協働のまちづくり課       |
|                               |    | (2)世代間・地域間交流                      | ・高齢福祉課          |
|                               |    |                                   | ・生涯学習課 ほか       |
|                               | 2. | こどもの生きる力の育成に向けた教育・保育環境の充実         |                 |
|                               |    | (1) 小中学校の適正配置                     | 学校再編推進室         |
|                               |    | (2)保育所・認定こども園・幼稚園と小学校の連携          | 保育課・学校教育課・      |
|                               |    | (2) 休月川 品紀ここの園 幼稚園とり子状の足法         | こども・家庭サポートセンター  |
|                               |    | (3)未就学児への教育の充実                    | 保育課             |
|                               |    | (4)保育サービスの充実                      | 保育課             |
|                               |    | (5)確かな学びを育む教育の充実                  | 学校教育課           |
|                               |    | (6)教育・保育施設における「食育」の推進             | 保育課             |
|                               |    | (7) 小中学校における「食育」の推進               | 学校教育課           |
|                               |    | (8) 児童の非行・いじめ・不登校対策               | 学校教育課           |
|                               |    | (9) 広島平和記念式典派遣事業                  | 総合政策課           |
|                               |    | (10) こんにちは赤ちゃん berry wood プレゼント事業 | 林政課             |
|                               |    | (11) YA(ヤングアダルト)図書コーナー            | 図書館             |
|                               |    | (12) 運動遊び体験指導者派遣事業                | スポーツ振興課         |
|                               |    | (13) 学校運営協議会                      | 生涯学習課           |
|                               |    | (14) 自然生活体験学習の提供                  | 自然体験交流センター      |
|                               | 3  | 心身の健やかな成長・発達のための保健・医療対策           | 日然体験文派とクク       |
|                               | ٥. | (1) 思春期健康教育・健康相談                  | 健康課             |
|                               |    |                                   |                 |
|                               |    | (2) 不妊治療支援                        | 健康課             |
|                               |    | (3) 周産期医療                         | 健康課             |
|                               |    | (4) 小児医療                          | 健康課             |
|                               | 1  | (5)こども医療費助成制度                     | 子育て支援課          |
|                               | 4. | 健やかな成長を支える体験や居場所の提供促進             | 17 12 57 22 = B |
|                               |    | (1) 放課後子ども教室推進事業                  | 生涯学習課           |
|                               |    | (2) 放課後児童健全育成事業                   | 子育て支援課          |
|                               |    | (3)こどもの遊び場事業                      | 子育て支援課          |
|                               |    | (4)千手山公園で遊園地デビュー事業                | 鹿沼市観光協会         |
|                               |    |                                   | (観光交流課)         |
|                               |    | (5)ブックスタート事業                      | 図書館             |
|                               |    | (6)おはなし会・人形劇・パネルシアター・エプロンシアター     | 図書館             |
|                               |    | (7)公民館使用料の減免                      | 生涯学習課           |
|                               |    | (8)男女共同参画推進講座の開催                  | 人権·男女共同参画課      |
|                               |    | (9)環境学習                           | 環境課             |
|                               |    | (10)点字体験講座                        | 図書館             |
|                               |    | (11) 川上澄生美術館の土曜日、春・夏・冬休み入館料無料     | 川上澄生美術館         |
|                               |    | (12) こども食堂開設助成                    | こども・家庭サポートセンター  |
|                               |    | (13)施設見学                          | 資源循環課           |
|                               |    | (14) 自然体験事業                       | 自然体験交流センター      |
|                               |    |                                   |                 |

| 施等の | 2) =               | 告者の将来の希望を叶える取組  |   |  |
|-----|--------------------|---|---|--|
|     | 1. 若者にとって魅力ある地域づくり |   |   |  |
|     | •                  | (1) 若者まちづくり人材育成事業「鹿沼かえる組」   | 協働のまちづくり課   |  |
|     |                    | (2) 奨学金返還支援事業   | 産業振興課   |  |
|     |                    | (3)新卒者就職祝金  | 地域課題対策課   |  |
|     |                    | (4)地方就職学生支援金  | 地域課題対策課   |  |
|     | 2                  |   | 地以床庭刈來床   |  |
|     | ۷.                 | 結婚を希望する方への支援・結婚に伴う新生活への支援 (1) (1) (1) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (5) (5) (6) (6) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7  | 7 <del>7 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - </del> |  |
|     |                    | (1)出会いの場創造協働事業  | 子育て支援課  |  |
|     |                    | (2) 結婚新生活支援補助金  | 子育て支援課  |  |
| _   |                    | (3)仲人会支援  | 子育て支援課  |  |
|     | 3.                 | こども・若者の社会参画や意見表明の機会創出   |   |  |
|     |                    | (1) 鹿沼市 20 祭関連事業  | 生涯学習課   |  |
|     |                    | (2) 青少年ボランティア・リーダー教室  | 生涯学習課   |  |
|     |                    | (3)k a v y (かぬまボランティアユース)   | 生涯学習課   |  |
|     |                    | (4)職場体験受入れ  | 人事課・学校教育課   |  |
| 施策③ | 3) [               | 困難を抱えるこども・若者への支援  |   |  |
|     | 1.                 | 児童虐待防止対策の充実   |   |  |
|     |                    | (1)児童虐待防止に関する相談体制の充実  | こども・家庭サポートセンター  |  |
|     |                    | (2)養育支援訪問事業   | こども・家庭サポートセンター  |  |
|     |                    | (乙) 良月又汲即四事未  | ・健康課  |  |
|     |                    | (3)子育て世帯訪問支援事業  | こども・家庭サポートセンター  |  |
|     |                    | (4)子育て短期支援事業  | こども・家庭サポートセンター  |  |
|     |                    | (5)児童育成支援拠点事業   | こども・家庭サポートセンター  |  |
|     |                    | (6)要保護児童対策ネットワーク会議  | こども・家庭サポートセンター  |  |
|     |                    | (子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業)  |   |  |
|     |                    | (7)児童虐待防止のための普及、啓発  | こども・家庭サポートセンター  |  |
|     | 2.                 | 支援が必要な子どもへの施策の充実  |   |  |
|     |                    | (1)相談体制の充実  | こども・家庭サポートセンター ・健康課・生涯学習課                             |  |
|     |                    | (2)「発達支援システム」の推進  | こども・家庭サポートセンター  |  |
|     |                    | (3)発達に支援が必要な子どもの保育の充実   | 保育課・ こども・家庭サポートセンター                                   |  |
|     |                    | (4) 放課後児童クラブにおける発達に支援が必要な児童の受入れ   | 子育て支援課  |  |
|     |                    | (5) こども発達支援センターにおける支援の充実  | こども・家庭サポートセンター  |  |
|     |                    | (6) ひきこもり地域支援センターによる支援  | 厚生課   |  |
|     |                    | (7) 障がいを持つ児童への支援  | 障がい福祉課  |  |
|     | 3.                 | こどもの貧困対策の推進   |   |  |
|     |                    |   | こども・家庭サポートセンター  |  |
|     |                    | (1)早期発見への取組   | ・健康課・保育課  |  |
|     |                    | (2) 生活の支援   | こども・家庭サポートセンター・ 厚生課・健康課                               |  |
|     |                    | (3)教育の支援  | こども・家庭サポートセンター<br>・厚生課・教育総務課<br>・学校教育課                |  |
|     |                    | (4) 保護者の就労の支援   | こども・家庭サポートセンター ・子育て支援課・保育課                            |  |
|     |                    | (5)経済的な支援   | こども・家庭サポートセンター<br>・子育て支援課・厚生課<br>・保育課・健康課             |  |
|     |                    | (6)相談・支援・連携体制の整備  | こども・家庭サポートセンター・健康課・厚生課                                |  |
|     | 4.                 | ヤングケアラー支援の推進  | in many and the same back.                            |  |
|     |                    | (1)周知・啓発  | こども・家庭サポートセンター  |  |
|     |                    | (2)早期発見・把握  | こども・家庭サポートセンター  |  |
|     |                    | (3) 支援体制の充実   | こども・家庭サポートセンター  |  |
|     |                    | ( - ) > \ \ ( \) \ \ ( \) \ \ ( \) \ ( \) \ \ ( \) \ \ ( \) \ \ ( \) \ \ ( \) \ \ \ \ | =               |  |

# 第2章 子育て当事者・家庭

| 施策    | <u>(4)</u>                   |   |                               |
|-------|------------------------------|---|-------------------------------|
| אכטונ | 1. 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援体制等の充実 |   |                               |
|       | ٠.                           | (1) 妊産婦の健康管理                                | 健康課                           |
|       |                              | (2)妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない相談支援                   | 健康課                           |
|       |                              | (3) 乳幼児の健やかな成長・発達支援                         | 健康課                           |
|       |                              |   | <u> </u>                      |
|       |                              | (4) 妊産婦医療費助成制度                              | 子育て支援課                        |
|       |                              | (5) いちごっこ出産・子育て応援給付金(妊婦のための支援給付             | 子育て支援課                        |
|       |                              | 事業及びいちごっこ出産・子育てかぬまプラス事業)<br>(6)児童手当         | 子育て支援課                        |
|       | 2                            | 1 , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,     | 丁月(又抜硃                        |
|       | ۷.                           | 子育て支援サービスの充実 (計画本学)                         | //+r=====                     |
|       |                              | (1) こんにちは赤ちゃん訪問事業                           | 健康課                           |
|       |                              | (2)養育支援訪問事業(再掲1-③-1-(2))                    | こども・家庭サポートセンター<br>・健康課        |
|       |                              |   | こども・家庭サポートセンター                |
|       |                              | (4) ファミリー・サポート・センター事業                       |                               |
|       |                              | (子育て援助活動支援事業)                               | 子育て支援課                        |
|       |                              | (5)放課後児童健全育成事業(再掲 1-①-4-(2))                | 子育て支援課                        |
|       |                              | (6)子育て短期支援事業(再掲 1-③-1-(4))                  | こども・家庭サポートセンター                |
|       |                              | (7)病児・病後児保育事業                               | 保育課                           |
|       |                              | (8) 一時預かり事業                                 | 保育課                           |
|       |                              | (9) 幼稚園の事業                                  | 保育課                           |
|       |                              | (10) 地域子育て支援拠点事業                            | 保育課                           |
|       |                              | (11)子育てに関する情報の提供                            | 子育て支援課・健康課・<br>こども・家庭サポートセンター |
|       |                              | (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業                       | 保育課                           |
|       |                              | (13) 子育て支援ネットワーク部会の活用                       | 健康課                           |
|       |                              | (14) 千手山公園で遊園地デビュー事業 (再掲 1-①-4- (4))        | 鹿沼市観光協会<br>(観光交流課)            |
|       |                              | (15) 3歳未満の乳幼児へのごみ袋引換券交付                     | 資源循環課                         |
|       |                              | (16) 親子で運動遊び教室                              | スポーツ振興課                       |
|       |                              | (17) つどいのひろば ほんのす                           | 図書館                           |
|       |                              | (18) 日本語教室での託児の実施                           | 協働のまちづくり課                     |
|       |                              | (19) 家庭の日における公共施設利用料無料                      | 生涯学習課                         |
|       | 3                            | 保育サービスの充実                                   | — //T ] Hh/r                  |
|       | ٥.                           | (1)通常保育事業                                   | 保育課                           |
|       |                              | (2)延長保育事業(時間外保育事業)                          | 保育課                           |
|       |                              | (3)休日保育事業                                   | 保育課                           |
|       |                              | (4)地域型保育事業                                  | 保育課                           |
|       |                              | (5)乳児保育事業                                   | 保育課                           |
|       |                              | (6)発達支援保育・医療的ケア児保育                          | 保育課                           |
|       |                              | (7)人材の適正配置                                  | 保育課                           |
|       |                              | (8)保育所の整備                                   | 保育課                           |
|       |                              | (9)認定こども園                                   | 保育課                           |
|       |                              |   | 体目球                           |
|       |                              | (10) 多様な主体が子ども・子育て支援制度に参入することを促進<br>するための事業 | 保育課                           |
|       |                              | (11)保育園ICT化の推進                              | 保育課                           |
|       |                              | (12) 教育・保育施設における「食育」の推進(再掲 1-①-2-(6))       | 保育課                           |
|       |                              | (13)こども誰でも通園制度                              | 保育課                           |

| 施策 | 施策⑤ 困難を抱える家庭への支援 |                  |                |  |  |
|----|------------------|------------------|----------------|--|--|
|    | 1. ひとり親家庭の子育て支援  |                  |                |  |  |
|    |                  | (1)相談体制の充実       | こども・家庭サポートセンター |  |  |
|    |                  | (2) 生活の安定        | こども・家庭サポートセンター |  |  |
|    |                  | (2) 土冶の女足        | ・子育て支援課        |  |  |
|    |                  | (3)交流機会の充実       | こども・家庭サポートセンター |  |  |
|    | 2. 子育て家庭への経済的支援  |                  |                |  |  |
|    |                  | (1)就学援助制度        | 学校教育課          |  |  |
|    |                  | (2)入学準備金制度       | 学校教育課          |  |  |
|    |                  | (3)鹿沼市高等学校等入学準備金 | 教育総務課          |  |  |

# 第3章 地域社会

| 6  | 子育てを支援する生活環境の整備               |  |
|----|-------------------------------|--|
| _  |                               |  |
|    |                               | 建築課  |
|    |                               | 建築課  |
|    |                               | 建築課  |
| 2. | 1 1 1 2                       | ,  |
|    |                               | 整備課  |
|    |                               | 保育課・子育て支援課   |
|    | (3) こどもの遊び場事業(再掲 1-①-4-(3))   | 子育て支援課   |
|    | (4)日本語教室での託児の実施(再掲2-④-2-(18)) | 協働のまちづくり課  |
|    | (5)ユニバーサルデザインの推進              | 行政経営課・整備課・<br>維持課  |
|    | (6) 立ち入り調査                    | 生涯学習課  |
| 3. | こどもたちの安全の確保                   |  |
|    | (1)交通安全教室                     | 生活課  |
|    | (2) 地域安全のつどい等の鹿沼市防犯協会の活動      | 生活課  |
|    | (3)安全安心な学校づくり                 | 生涯学習課  |
|    | (4)防犯灯設置事業                    | 協働のまちづくり課  |
|    |                               | 子育て支援課   |
|    |                               | 生涯学習課  |
|    |                               | 生涯学習課  |
|    |                               |  |
| 1. | 職業生活と家庭生活との両立の推進              |  |
|    | (1)働き方の見直し                    | 人権·男女共同参画課·<br>産業振興課   |
|    | (2) 再就職等の支援                   | 産業振興課  |
|    |                               | 産業振興課  |
|    | (4)「イクボス」の普及・啓発               | 人権·男女共同参画課   |
|    | (5) 家事・育児への男性の参加促進            | 人権·男女共同参画課   |
| 2. | 地域や人とつながるこどもの成長、子育ての支援        |  |
|    | (1)青少年育成市民会議                  | 生涯学習課  |
|    | (2)地域学校協働活動推進事業               | 生涯学習課  |
|    | (3) 鹿沼市子ども会連合会への支援            | 生涯学習課  |
|    | (4) 家庭教育の充実                   | 生涯学習課  |
|    | (5)家庭教育オピニオンリーダーの充実           | 生涯学習課  |
|    | (3) 多庭教育なビニケング・グル大            | 工胜于自际  |
|    | 1.     2.     1.              | (4) 日本語教室での託児の実施(再掲 2-④-2-(18)) (5) ユニバーサルデザインの推進 (6) 立ち入り調査 3. こどもたちの安全の確保 (1) 交通安全教室 (2) 地域安全のつどい等の鹿沼市防犯協会の活動 (3) 安全安心な学校づくり (4) 防犯灯設置事業 (5) チャイルドシート等の購入支援 (6) こども110番の家 (7) 鹿沼市少年指導員会 7) 地域全体でのこどもの成長、子育ての支援促進 1. 職業生活と家庭生活との両立の推進 (1) 働き方の見直し (2) 再就職等の支援 (3) 働く親と子のふれあいの機会の確保 (4)「イクボス」の普及・啓発 (5) 家事・育児への男性の参加促進 2. 地域や人とつながるこどもの成長、子育ての支援 (1) 青少年育成市民会議 (2) 地域学校協働活動推進事業 (3) 鹿沼市子ども会連合会への支援 (4) 家庭教育の充実 |